



鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(市町村振興課) 3
鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例の一部を改正する条例() 6
鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(文化振興課) 7
鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(交通政策課) 8
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(長寿社会課) 9
鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例(環境政策課) 10

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 次の表の左欄に掲げる事務(その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。(別表関係)

事 務	市町村
1 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可等	鳥取市
2 農地法に基づく農地等の権利の設定又は移転の許可	鳥取市、岩美郡の町村、八頭郡の町村(郡家町及び船岡町を除く。)、気高郡の町及び東伯郡泊村
3 土地改良法に基づく換地計画の認可等	鳥取市
4 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行の認可等	鳥取市
5 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定等	鳥取市
6 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等	倉吉市

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成13年 4月 1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例の一部を改正する条例

- 1 補助対象となる農山漁村生活体験事業について、次の改正を行うこととした。(第2条関係)
 - (1) 農山漁村生活体験者に農林水産業等に係る技術を指導する者に対して助成を行う事業を補助対象事業に追加することとした。
 - (2) 農山漁村生活体験者を自宅に居住させる者に対して助成を行う事業を補助対象事業から除外することとした。
 - (3) 農山漁村生活体験者の定義を、県外に在住していた者で、農山漁村地域に1月以上滞在し、対象産業の体験を継続して行っているもの(当該体験を開始して1年以内の者に限る。)とすることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県民文化会館の利用料金を管理の委託を受けた者の収入として収受させることとした。(第4条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県営鳥取空港の運用時間を午前7時30分から午後9時30分まで(現行 午前8時から午後7時30分まで)とすることとした。(第3条関係)
- 2 鳥取県国際交流センターの管理を、財団法人鳥取県国際交流財団に委託することとした。(新第20条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。ただし1は、規則で定める日から施行することとした。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立皆生療護園及び鳥取県立西伯有楽苑を廃止することとした。(第2条、第8条関係)
- 2 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

- 1 ばい煙関係特定施設の設置等の届出をした者について分割があったときは、分割により当該ばい煙関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継することとした。(第23条関係)
- 2 汚水関係特定施設の設置等の届出をした者について分割があったときは、分割により当該汚水関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継することとした。(第41条関係)
- 3 騒音関係特定施設の設置等の届出をした者について分割があったときは、分割により当該騒音関係特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継することとした。(第53条関係)
- 4 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第20号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市町村等	事	務	市町村等
1～18 略			1～18 略		
19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可			19 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却及び焼却の許可		
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域の指定 （2）第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可 （3）第9条第4項の規定による飼養又は収容の届出の受理 （4）第9条第5項において準用する第5条第4号の規定による衛生上必要な措置の決定 （5）第9条第5項において準用する第6条第1項の規定による必要な報告の要求及び立入検査 （6）第9条第5項において準用する第6条の2の規定による必要な措置等の命令 （7）第9条第5項において準用する第7条の規定による許可の取消し及び施設の使用の制限又は禁止の命令					
鳥取市					

20～23 略	20～23 略
<p>24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの</p>	<p>24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの</p>
<p>24の2 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4に規定する場合に係るものを除く。）</p>	<p>米子市及び各町村</p>
<p>24の3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第52条第1項の規定による換地計画の認可</p> <p>(2) 第52条の2第1項（第53条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画又は換地計画の変更の適否の決定</p> <p>(3) 第52条の2第4項において準用する第8条第6項の規定による公告及び換地計画書の写しの縦覧</p> <p>(4) 第53条の4第1項の規定による換地計画の変更の認可</p> <p>(5) 第54条第4項の規定による公告</p> <p>(6) 第54条第5項の規定による管轄登記所への通知</p>	<p>鳥取市、岩美郡の町村、八頭郡の町村（郡家町及び船岡町を除く。） 気高郡の町及び東伯郡泊村</p>
25～34 略	25～34 略
<p>35 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>米子市及び各町村</p>
<p>35の2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の認可</p> <p>(2) 第9条第3項（第10条第3項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告</p> <p>(3) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付</p> <p>(4) 第10条第1項の規定による土地区画整理事業の規準及び規約並びに事業計画の変更の認可</p> <p>(5) 第11条第4項の規定による施行者が数人となった場合における規約の認可</p> <p>(6) 第11条第7項の規定による届出の受理</p> <p>(7) 第11条第8項の規定による公告</p> <p>(8) 第13条第1項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了の認可</p>	<p>鳥取市</p>

<p>(9) 第124条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び処分取消しその他必要な措置の命令 (10) 第124条第2項の規定による認可の取消し (11) 第124条第3項の規定による公告</p>			
<p>36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>36 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>37~43 略</p>		<p>37~43 略</p>	
<p>44 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)に基づく事務</p>	<p>米子市</p>	<p>44 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)に基づく事務</p>	<p>米子市</p>
<p>44の2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第4条第1項の規定による特定建築主に対する指導及び助言 (2) 第4条第2項の規定による特定建築主に対する指示 (3) 第4条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 第5条第3項の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定 (5) 第5条第4項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理 (6) 第5条第5項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物の建築の計画の通知 (7) 第6条の規定による計画の変更の認定 (8) 第7条の規定による認定事業者からの報告の徴収 (9) 第8条の規定による認定事業者に対する改善命令 (10) 第9条の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定の取消し</p>	<p>鳥取市</p>		
<p>45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</p>	<p>各市</p>	<p>45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</p>	<p>鳥取市、米子市及び境港市</p>
<p>46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</p>	<p>鳥取市、倉吉市及び米子市</p>	<p>46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</p>	<p>鳥取市及び米子市</p>
<p>47及び48 略</p>		<p>47及び48 略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表19の2の項、24の2の項、24の3の項、35の2の項及び44の2の項から46の項までに掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第21号

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例（平成12年鳥取県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「農山漁村生活体験事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>（1）農山漁村生活体験者に対して、その者が滞在する間、助成を行う事業</p> <p>（2）<u>農山漁村生活体験者に農林水産業その他知事が別に定める産業（以下「対象産業」という。）に係る技術を指導する者に対して、当該指導を行う間、助成を行う事業</u></p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>2 この条例において「農山漁村生活体験者」とは、県外に在住していた者で、農山漁村地域に1月以上滞在中、<u>対象産業の体験を継続して行っているもの（当該体験を開始して1年以内の者に限る。）</u>をいう。</p> <p>3 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「農山漁村生活体験事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>（1）農山漁村生活体験者に対して、その者が滞在する間（2年間に限る。）助成を行う事業</p> <p>（2）<u>農山漁村生活体験者を自宅に居住させる者に対して、農山漁村生活体験者が滞在する間（2年間に限る。）助成を行う事業</u></p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>2 この条例において「農山漁村生活体験者」とは、県外に在住していた者で、農山漁村地域に1月以上滞在中、<u>農林水産業その他知事が別に定める産業を体験するものをいう。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付決定を受けた改正前の鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例第2条第1項第1号の事業に係る農山漁村生活体験者が引き続き滞在中の場合における改正後の鳥取県農山漁村生活体験事業助成条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは、「2年」とする。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第22号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p><u>（利用料金）</u></p> <p>第4条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）は、別表のとおりとし、第6条の規定に基づく管理の委託を受けた者の収入として収受させる。</p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、<u>利用料金</u>を減免することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1 <u>施設利用料</u></p> <p>（1）<u>ホール等利用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th>午前の 利用料</th> <th>午後の 利用料</th> <th>夜間の 利用料</th> <th>全日の 利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表に掲げる施設（以下「ホール等」という。）を午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の<u>利用料</u>の額は、午前又は夜間の<u>利用料</u>の額を勘案して知事が別に定める。</p> <p>5 ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の<u>利用料</u>（以下「<u>延長利用料</u>」という。）の額は、午前又は午後の<u>利用料</u>の額を勘案して知事が別に定める。ただし、ホール等を午前か</p>	区 分	金 額				午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	略					<p><u>（使用料の徴収）</u></p> <p>第4条 県民文化会館の利用については、別表に定めるところにより、<u>使用料</u>を徴収する。</p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、<u>使用料</u>を減免することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1 <u>施設使用料</u></p> <p>（1）<u>ホール等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th>午前の 使用料</th> <th>午後の 使用料</th> <th>夜間の 使用料</th> <th>全日の 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表に掲げる施設（以下「ホール等」という。）を午前0時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の<u>使用料</u>の額は、午前又は夜間の<u>使用料</u>の額を勘案して知事が別に定める。</p> <p>5 ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の<u>使用料</u>（以下「<u>延長使用料</u>」という。）の額は、午前又は午後の<u>使用料</u>の額を勘案して知事が別に定める。ただし、ホール等を午前か</p>	区 分	金 額				午前の 使用料	午後の 使用料	夜間の 使用料	全日の 使用料	略				
区 分		金 額																											
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料																									
略																													
区 分	金 額																												
	午前の 使用料	午後の 使用料	夜間の 使用料	全日の 使用料																									
略																													

ら引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 展示室等利用料

略

備考

- 1 及び 2 略
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備利用料

略

ら引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長使用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長使用料は、徴収しない。

(2) 展示室等使用料

略

備考

- 1 及び 2 略
- 3 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備使用料

略

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第23号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 略 (国際交流センター) 第2条の2 <u>空港に、県民が広く利用できる国際交流の場として、国際交流センターを設ける。</u>	(設置) 第2条 略
(運用時間)	(運用時間)

第3条 空港の運用時間は、午前7時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

(制止又は退去の命令)

第19条 略

(管理の委託)

第20条 知事は、国際交流センターの管理を財団法人鳥取県国際交流財団に委託する。

(規則への委任)

第21条 略

別表第2 (第17条関係)

1 略

2 建物その他の施設

(1) 略

(2) 国際交流のための利用 (空港ターミナルとしての利用を除く。)

区 分	単 位	金 額
略		

(3) 略

備考 略

第3条 空港の運用時間は、8時から19時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

(制止又は退去の命令)

第19条 略

(規則への委任)

第20条 略

別表第2 (第17条関係)

1 略

2 建物その他の施設

(1) 略

(2) 国際交流のための利用 (空港ターミナルとしての利用を除く。)

区 分	単 位	金 額
略		
国際交 流セン ター	使用面積1 平方メー トル1月につ き	1,330円

(3) 略

備考 略

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、規則で定める日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第24号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			
(設置)			
第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			
種 別	名 称	位 置	
略			
肢体不自由児施設	略		
		鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
略			
特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑	鳥取市	
略			
略			
(管理の委託)			
第8条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。			
種別	名 称	委 託 先	委 託 事 務
身体障害者更生施設	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者又は通所者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務
	略		
特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
	略		
略			

改 正 前			
(設置)			
第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			
種 別	名 称	位 置	
略			
肢体不自由児施設	略		
		鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
		鳥取県立皆生療護園	米子市
略			
特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯有楽苑	西伯郡西伯町	
	鳥取県立三津白寿苑	鳥取市	
	略		
略			
(管理の委託)			
第8条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。			
種別	名 称	委 託 先	委 託 事 務
肢体不自由児施設	鳥取県立皆生療護園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所児童の治療及び養護に関する事務
	略		
身体障害者更生施設	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全並びに入所者又は通所者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務
	略		
特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯有楽苑	西伯郡西伯町	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
	鳥取県立三津白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	
	略		
略			

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県公害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(承継) 第23条 略</p> <p>2 第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者について相続、<u>合併又は分割（その届出に係るばい煙関係特定施設を承継させるものに限る。）</u>があったときは、<u>相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(承継) 第23条 略</p> <p>2 第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、<u>相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>
<p>(承継) 第41条 略</p> <p>2 第35条又は第36条の規定による届出をした者について相続、<u>合併又は分割（その届出に係る汚水関係特定施設を承継させるものに限る。）</u>があったときは、<u>相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該汚水関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(承継) 第41条 略</p> <p>2 第35条又は第36条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、<u>相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>
<p>(承継) 第53条 略</p> <p>2 第48条第1項又は第49条第1項の規定による届出をした者について相続、<u>合併又は分割（その届出に係る騒音関係特定工場等に設置する騒音関係特定施設のすべてを承継させるものに限る。）</u>があったときは、<u>相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音関係特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(承継) 第53条 略</p> <p>2 第48条第1項又は第49条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、<u>相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

